

議案第107号

活力ある福岡空港づくり基金条例案

上記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年3月7日

福岡市議会
議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

堤 田 寛

調 崇 史

川 上 陽 平

津 田 信太郎

橋 田 和 義

川 上 晋 平

今林 ひであき

理由

この条例案を提出したのは、福岡空港の運営に関する出資を通じて、市民生活と本市の成長に不可欠な基幹インフラである福岡空港の活性化、安全性の確保等及び福岡空港の周辺における地域振興に関し本市に求められる責任を果たすため、活力ある福岡空港づくり基金を設置する必要があるによる。

活力ある福岡空港づくり基金条例

(設置)

第1条 福岡空港の運営に関する出資を通じて、市民生活と本市の成長に不可欠な基幹インフラである福岡空港の活性化、安全性の確保等及び福岡空港の周辺における地域振興に関し本市に求められる責任を果たすため、活力ある福岡空港づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(財産の種類)

第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。

- (1) 福岡空港を運営する者の株式
- (2) 積立金及びその運用により取得した有価証券

(積立て)

第3条 基金には、歳出予算をもって定める額を積み立てるものとする。

(出資)

第4条 市長は、基金の設置目的を達成するため、福岡空港を運営する者に対し、基金に属する現金の範囲内において、出資を行うよう努めなければならない。

(管理)

第5条 基金に属する現金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第7項の規定により保管するほか、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

2 基金に属する財産は、福岡空港を運営する者の株式の引受けのため、運用処分することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用によって収益が生じたときは、基金の目的を達成するために必要な費用に充てることができる。

2 前項の規定により必要な費用に充て、なお剰余金があるときは、当該剰余金は、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第7条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(財政上の措置等)

第8条 市長は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。